

写

監 内 第 24 号

令和 3 年 8 月 13 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 井戸 清司

令和 2 年度経営健全化審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 2 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和 2 年度経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の期間

令和 3 年 7 月 26 日から令和 3 年 8 月 13 日まで

### 3 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

特 別 会 計 名	比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	(参考)令和元年度
病院事業会計	資金不足比率	—	20.0	—
下水道事業会計	資金不足比率	—	20.0	—
水道事業会計	資金不足比率	—	20.0	—

※ 資金不足額が生じていない場合は、「—」と記載した。

#### (1) 個別意見

令和 2 年度の病院事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計における資金不足比率は、資金不足額が生じていないため、算定されていない。

下水道事業会計については、資金不足は生じていないものの、依然として一般会計からの繰入金に依存し、繰入額も年々増加している。令和 2 年度から地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）が適用されたことから、繰入金の圧縮が図られるよう、引き続き自主財源の積極的な確保と経営の健全化に努められたい。

#### (2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特になし。

以 上